

豊中市感染症発生動向調査事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、感染症の患者情報及び病原体に関する情報を正確に収集分析し、その結果を、市民に公開及び医療機関へ提供することにより、感染症の予防及び防止を図るため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第3章の規定、及び「法の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」(平成11年3月19日健医発第458号厚生省保健医療局長通知)における「感染症発生動向調査事業実施要綱」(以下「動向調査要綱」という。)に基づき、感染症発生動向調査(以下「調査等」という。)の実施にあたり必要な事項を定める。

(対象となる感染症)

第2条 調査等の対象となる疾病は、別表に定めるとおりとする。

(実施主体等)

第3条 実施主体は、豊中市とする。

2 所管は、保健所とする。

3 市長は、保健所で検査しないものについては、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に依頼するものとする。

(指定届出機関及び指定提出機関の選定)

第4条 市長は、別表定点把握対象の感染症について、豊中市内での患者情報、疑似症情報及び病原体の分離等の検査情報を収集するため、法第14条第1項に規定する患者定点、疑似症定点及び病原体定点の指定届出機関を大阪府知事に選定依頼するものとする。

2 市長は、法施行規則7条の2に規定する五類感染症について、豊中市内での患者の検体又は当該感染症の病原体(以下「検体等」という。)を収集するため、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関を大阪府知事に選出依頼するものとする。

(感染症発生動向調査委員会)

第5条 市長は、事業的的確な運用を図るため、感染症発生動向調査委員会を設置するものとする。

2 感染症発生動向調査委員会の運用については、別に定めるものとする。

(全数把握の対象疾病)

第6条 全数把握により行う調査等の対象となる者は次の各号に定める者とする。

(1) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(別表75,85及び86)、
新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(2) 全数把握対象の五類感染症(別表75,85及び86を除く)

(全数把握の調査単位及び実施方法)

第7条 前条第1号に規定する患者を診察した医師は、国が定める基準により直ちに保健所に届出を行うものとする。

2 前条第2号に規定する患者を診察した医師は、国が定める基準により7日以内に保健所に届出を行うものとする。

3 保健所は、前2項の届出を受けた場合、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

4 保健所は、第1項及び第2項の届出を受けた場合において、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別に定める検査票を添付して依頼等するものとする。

5 第1項及び第2項の検体等を所持している医療機関は、保健所から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼又は命令を受けた場合にあつては、検体等について、保健所に協力し、別に定める検査票を添付して提供するものとする。

6 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別に定める検査票を添付して地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所へ検査を依頼するものとする。

(定点把握の期間)

第8条 患者情報のうち定点把握の調査の期間は、別表の五類(定点把握)の小児科定点(88~97)及びインフルエンザ定点(98)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月)に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)(99)、眼科定点(100, 101)については1週間、性感染症定点(102~105)については1ヵ月間、また基幹定点において91(病原体がロタウイルスである者)、106, 107, 109, 110については1週間、108, 111, 112については1ヵ月間とするものとする。

(患者定点)

第9条 患者定点として選定された医療機関(以下「選定医療機関」という。)は、保健所に速やかな情報提供を図る趣旨から、国が定める報告基準により、調査単位期間に係る診療時において、患者発生状況の把握を行うものとする。

- 2 選定医療機関は、国が定める様式によりそれぞれ調査単位の患者発生状況を記載するものとする。
- 3 選定医療機関は、患者情報を国の報告基準に基づき保健所へ提供するものとする。なお、当該情報の提供方法については、患者情報の円滑な収集の観点から、地域の特性に応じた適切な方法を採用することができるものとする。

(病原体定点)

第10条 病原体定点として選定された医療機関においては、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取するものとする。

- 2 病原体定点医療機関で採取された検体等は、検査票を添えて速やかに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に送付するものとする。
- 3 小児科定点(88~97)においては、患者発生状況等を踏まえ、あらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位区ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。
- 4 インフルエンザ定点(98)(インフルエンザ様疾患を含む。)においては、インフルエンザの流行期(患者定点当たり患者発生数が大阪府で1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間、非流行期(流行期以外の期間)には1ヵ月を調査単位として、調査単位ごとに少なくとも1検体を送付するものとする。
- 5 提出された検体等は、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生のために仕様されるものであり、それ以外の目的には用いてはならない。

(疑似症定点)

第11条 疑似症定点として選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行い、疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として汎用サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。

- 2 保健所は、疑似症定点において汎用サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、汎用サーベイランスに入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について大阪府及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に報告する。

(オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法)

第12条 保健所は、鳥インフルエンザ(H5N1)(別表13)に係る積極的疫学調査を実施した場合は、国の定める基準により直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

- 2 保健所は、疑似症定点医療機関より提出された検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼書を添えて、速やかに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に送付するものとする。

(情報提供)

第13条 保健所は、別表に定める感染症について検査票及び検体等が送付された場合は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に検査結果を確認し、その結果を診断した医師に通知するものとする。

- 2 保健所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県を超えた集団発生があった場合

その他緊急の場合にあつては、厚生労働省からの依頼に基づき検体を国立感染症研究所に送付するものとする。

- 3 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況を把握し、必要に応じて大阪府、関係医療機関、医師会、教育委員会等に発生状況を提供し連携を図るものとする。
- 4 保健所は、市内の患者発生情報及び病原体情報を収集し、大阪府感染症情報センターへ送付し、大阪府感染症解析小委員会での分析結果を週報等として公表される大阪府情報及び全国情報と併せて、関係医療機関その他に提供するものとする。
- 5 保健所は、情報の提供及び公開にあつては個人情報の保護に留意しなければならない。
(医師会との連携)

第14条 市域の詳細な感染症の発生に関する情報の把握、分析については、医師会に委託して行うものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

別表 感染症分類

全数把握対象	一類	1	エボラ出血熱	全数把握対象	五類	64	アメーバ赤痢
		2	クリミア・コンゴ出血熱			65	ウイルス性肝炎(A型肝炎及びE型肝炎を除く)
		3	痘そう			66	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症
		4	南米出血熱			67	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)
		5	ペスト			68	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)
		6	マールブルグ病			69	クリプトスポリジウム症
		7	ラッサ熱			70	クロイツフェルト・ヤコブ病
	二類	8	急性灰白髄炎			71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
		9	結核			72	後天性免疫不全症候群
		10	ジフテリア			73	ジアルジア症
		11	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)			74	侵襲性インフルエンザ菌感染症
		12	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)			75	侵襲性髄膜炎菌感染症
		13	鳥インフルエンザ(H5N1)			76	侵襲性肺炎球菌感染症
		14	鳥インフルエンザ(H7N9)			77	水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)
	三類	15	コレラ			78	先天性風しん症候群
		16	細菌性赤痢			79	梅毒
		17	腸管出血性大腸菌感染症			80	播種性クリプトコックス症
		18	腸チフス			81	破傷風
		19	パラチフス			82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
四類	20	E型肝炎	83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症			
	21	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	84	百日咳			
	22	A型肝炎	85	風しん			
	23	エキノコックス症	86	麻しん			
	24	エムポックス	87	薬剤耐性アシネトバクター感染症			
	25	黄熱	113	新型インフルエンザ			
	26	オウム病	114	再興型インフルエンザ			
	27	オムスク出血熱	115	新型コロナウイルス感染症			
	28	回帰熱	116	再興型コロナウイルス感染症			
	29	キャサナル森林熱	定点把握対象	五類	小児科定点	88	RSウイルス感染症
	30	Q熱				89	咽頭結膜熱
	31	狂犬病				90	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
		91				感染性胃腸炎	
		92				水痘	
		93				手足口病	
		94				伝染性紅斑	
		95				突発性発しん	
		96				ヘルパンギーナ	
		97				流行性耳下腺炎	
		98				インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	

32	コクシジオイデス症	33	ジカウイルス感染症	34	重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る)	新型コロナ	99	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月)に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)																																																										
						眼科	100	急性出血性結膜炎																																																										
35	腎症候性出血熱	36	西部ウマ脳炎	37	ダニ媒介脳炎	38	炭疽	39	チクングニア熱	40	つつが虫病	41	デング熱	42	東部ウマ脳炎	43	鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)	44	ニバウイルス感染症	45	日本紅斑熱	46	日本脳炎	47	ハンタウイルス肺症候群	48	Bウイルス病	49	鼻疽	50	ブルセラ症	51	ベネズエラウマ脳炎	52	ヘンドラウイルス感染症	53	発しんチフス	54	ボツリヌス症	55	マラリア	56	野兎病	57	ライム病	58	リッサウイルス感染症	59	リフトバレー熱	60	類鼻疽	61	レジオネラ症	62	レプトスピラ症	63	ロッキー山紅斑熱	性	102	性器クラミジア感染症	103	性器ヘルペスウイルス感染症	104	尖圭コンジローマ	105	淋菌感染症
						基幹	91	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるもの)	106	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	107	細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	108	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	109	マイコプラズマ肺炎	110	無菌性髄膜炎	111	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	112	薬剤耐性緑膿菌感染症																																												
						法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症	117	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの																																																										

				オンラインシステムによる積極的疫学調査報告結果の報告対象	13	二類感染症 鳥インフルエンザ(H5N1)
--	--	--	--	------------------------------	----	----------------------